

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和4年8月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大窪池地区	令和4年4月14日
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	新池地区	令和4年4月28日
土器川右岸土地改良区連合	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	備中地池地区	令和4年5月6日
善通寺市土地改良区	水利施設等保全高度化事業 (水路改修事業)	阿瀬地区	令和4年2月25日